

総務教育常任委員会資料

(令和2年1月21日)

〔件名〕

- ・神奈川県で発生した情報漏洩事件に係る本県調査の結果及び
今後の対応について 【情報政策課】・・・1
- ・鳥取県 Society5.0 推進本部の設置について 【情報政策課】・・・2
- ・業務適正化（内部統制）の実施状況及び鳥取県業務適正化
基本方針（案）について 【人事企画課、行政監察・法人指導課】・・・5
- ・県立公文書館巡回企画展「地方写真家が記録したとっとり」
の開催について 【公文書館】・・・8
- ・淀江産業廃棄物処理施設計画地における地下水等調査の
準備状況について 【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】・・・9

総 務 部



神奈川県で発生した情報漏洩事件に係る本県調査の結果及び今後の対応について

令和2年1月21日
情報政策課

神奈川県で発生したハードディスクの転売・情報漏洩事件に係る本県調査の結果及び今後の対応について、以下のとおり報告します。

1 事件の概要

神奈川県の事件は、リース受託業者（富士通リース（株））からデータ消去作業を下請けした業者（（株）ブロードリンク）の社員が3年前からデータ消去されていないハードディスク（以下、HDD）を社内から盗み出し、小遣い稼ぎのためにネットオークションで販売。HDDを購入した者からの通報で神奈川県民の納税情報等を含む大量の情報が漏洩していたことが発覚したものの。

2 本県調査の結果

リース物件の返却時におけるデータ消去の状況について、5年前まで遡り緊急の全庁調査を実施したところ、（株）ブロードリンクが関わっていた案件が7件あることが判明した。（いずれも教育委員会）
なお、該当の7件については、現時点で（株）ブロードリンクの倉庫に保管されているか、データ消去作業実施後に売却されており、情報漏洩がないことを確認しています。

	所属名	用途	台数	確認状況
①	教育センター	研修システム用	PC17台	消去実施済、全台売却済
②	教育環境課	生徒用	PC344台	消去実施済、売却済230台、 倉庫に保管中114台
③	教育環境課	教職員用	PC832台	消去実施済、全台売却済
④	鳥取湖陵高校	デザイン室生徒用	PC29台	倉庫に保管中
⑤	鳥取湖陵高校	パソコン実習用	PC62台、サーバ2台	消去実施済、全台売却済
⑥	中央育英高校	ファインシステム用	PC1台	倉庫に保管中
⑦	日野高校	タブレット用	PC1台、タブレット40台、NAS1台	倉庫に保管中
	計		PC1,286台、タブレット40台、サーバ2台、NAS1台	

3 本県における対策

(1) 現在実施している対策

- ア 鳥取県情報セキュリティポリシー（以下、セキュリティポリシー）において、廃棄又はリース返却時の適切なデータ消去（物理破壊含む）の方法を規定し、職員に周知している。
- イ 情報政策課が調達するシステムについては、セキュリティポリシーに従った処理を行うこととしており、作業完了を確認する方法として「作業完了報告書」の提出を求めている。
また、各所属がシステムやパソコンを調達する際においても同様に取り組むよう指導している。
- ウ さらに、情報政策課がリースしている職員パソコンのHDDのデータ消去作業については、データ消去の具体的方法をリース受託業者に示した上で、県庁舎内でデータ消去作業を実施。当該職員による立会い確認に加え、「作業完了報告書」による確認も行っている。

(2) 緊急に行った対策

- 全庁各課及び市町村に対し、機器の廃棄及びリース返却時の適切な取り扱いについて、注意喚起を12/9に発出した。また、HDDに穴を空けて破壊する物理破壊専用機器を購入手続き中。
※リース物品は使用可能な状態で返却する必要があることから、破壊は買取機器に限る。

(3) 今後に向けた対策強化

県の責任において確実な処理の完了を担保する必要があることから、今回の神奈川県における事故を受け、1月16日に関係所属をメンバーとしたワーキンググループを設置し、対策強化に係る検討を開始しました。

○ワーキンググループメンバー

知事部局（情報政策課）、教育委員会（教育環境課）、病院局、企業局、警察本部、県議会事務局

○主な検討項目

- ・データ消去作業時の職員の立ち合いの原則化 ⇨（隘路）長時間の作業に職員が付き合うこととなる
- ・物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去に加え、「電磁的破壊」を追加
- ・廃棄又はリース返却時の適切な取扱いを情報セキュリティ監査の監査項目に追加 など

※3月上旬までに検討結果を取りまとめ、3月末までにセキュリティポリシー等の改定を実施。

⇒セキュリティポリシー改定までは現在の対策を徹底するとともに、HDDの物理的破壊も対策に加えて実施する

鳥取県 Society5.0 推進本部の設置について

令和2年1月21日
情報政策課

近年、IoT、人工知能（AI）などの先端技術を活用して少子高齢化や過疎化などの様々な地域課題を克服し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会の実現を目指す「Society 5.0」が注目されています。

この度、本県の実情に即した地域課題の解決及び県庁業務効率化の一層の推進を目的に、知事をトップとする庁内部局横断型の推進組織「鳥取県 Society5.0 推進本部」を設置し、下記のとおり、本年1月17日に第1回本部会議を開催しました。

来年度は、県内の産・官・学の有識者や各分野の関係者で構成する有識者会議を新設するなど、鳥取県版 Society5.0 社会の実現に向けた本格的な取組みを開始します。

記

1 第1回本部会議を開催

日時：令和2年1月17日（金）

場所：県庁第四応接室

協議内容：（1）我が国における Society5.0 に向けた動き
（2）本県における取組み状況
（3）今後の進め方について（推進体制及び今後のスケジュール）

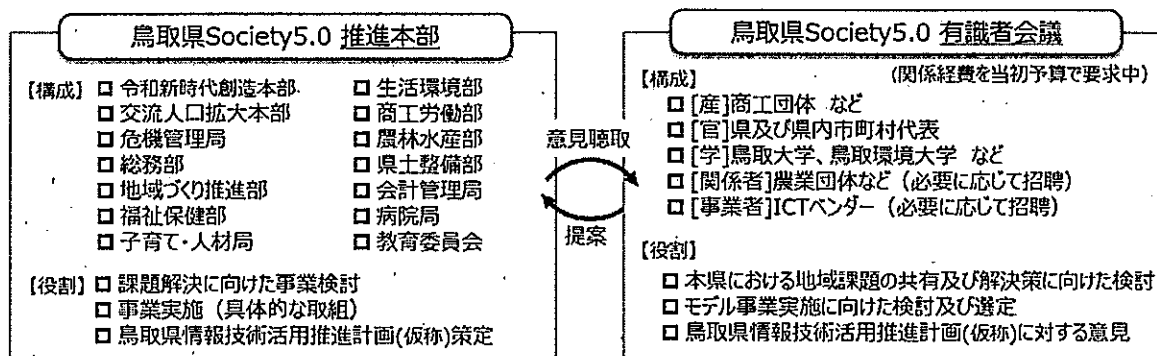
出席者：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、総務部長、地域づくり推進部長、福祉保健部長、子育て・人材局長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、病院事業管理者、教育委員会教育長

2 主な協議結果（概要）

（1）推進体制

庁内各部署で構成する「推進本部」に加え、新年度には外部有識者や県内関係者で構成する「有識者会議」で推進する。

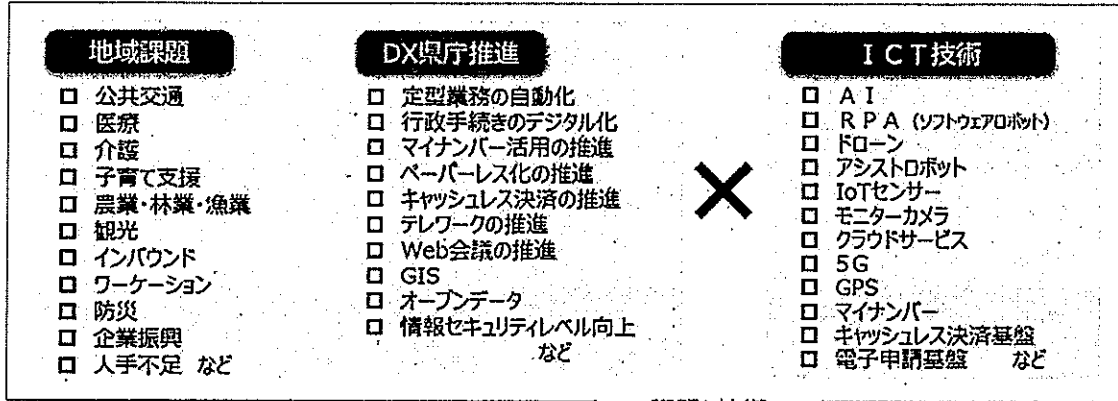


※推進本部の下部組織に実務者会議を置き、各課連携しながら具体的内容を協議しながら推進。

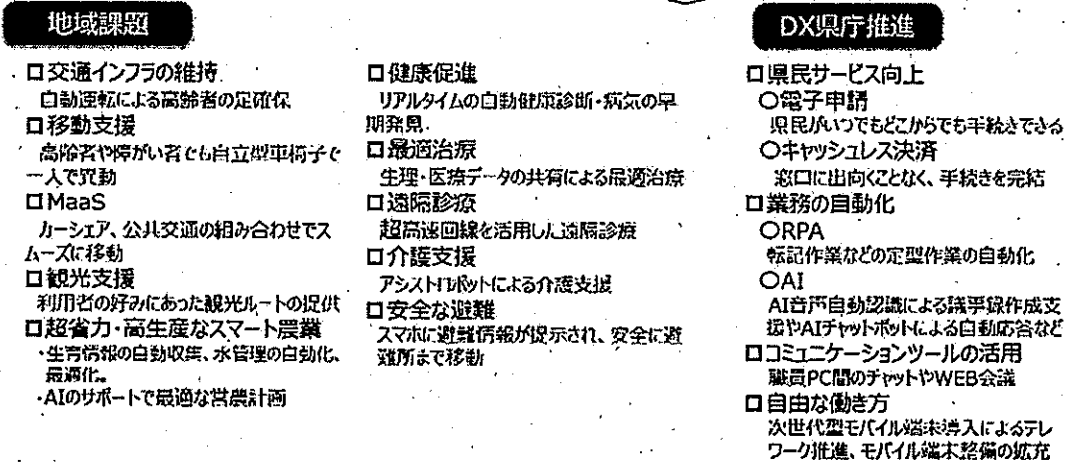
(2) 目指すもの

最新技術で生み出す社会の変革（イノベーション）を推進し、本県の地域課題や実情にあった鳥取県版Society5.0社会の実現を目指す。

推進にあたっては、県民生活に密着した「地域課題の解決」と県民サービスの向上に繋がる「県庁業務改革（DX県庁推進）」の2本柱で進める。



<想定される主なもの>



(3) 今後のスケジュール

- 令和3年度以降の事業を戦略的に進めるための推進計画を令和2年度内に策定する。
- 令和2年度当初予算で要求する、各課が先行的に取り組む事業や Society5.0 モデル事業（有識者会議で議論）については、議会承認後に取組を開始する。

	令和元年度			令和2年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有識者会議				▲ 第1回	▲ 第2回		▲ 第3回(モデル事業選定)							▲ 第4回(計画への意見)		
県	▲ 本部長会議			▲ 本部長会議			▲ 本部長会議			▲ 本部長会議			▲ 本部長会議			
				▲ 実務者会議			▲ 実務者会議			▲ 実務者会議			▲ 実務者会議			
	鳥取県情報技術活用推進計画の策定作業(組織横断的な検討の実施) → ▲ 計画決定															
目	Society5.0モデル事業の実施 →															
	令和2年度に先行的に取り組む事業の実施 →															
(参考) その他の動き	【3月頃】5G商用サービス開始 →															
	【11月以降】ローカル5G(4.5GHz帯)事業者無線免許申請開始 →															
	マイナンバーカードを活用した消費活性化策 →															

【補足】5Gの商用サービスが全国的にインフラ整備されるのは、2025年頃と言われている。ローカル5Gについては、28GHz帯の免許申請受付が昨年12月にスタート。また、4.5GHz帯については本年秋以降に免除申請受付が始まる見込み。本県では、現在の携帯電話に近い特性を持つ、4.5GHz帯が活用可能性が高い。

【参考】Society 5.0 とは

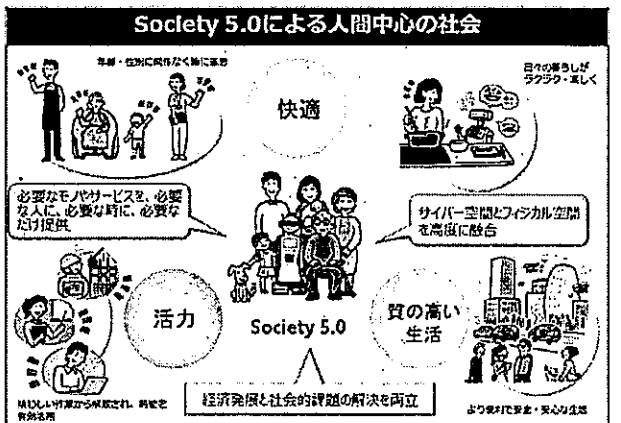
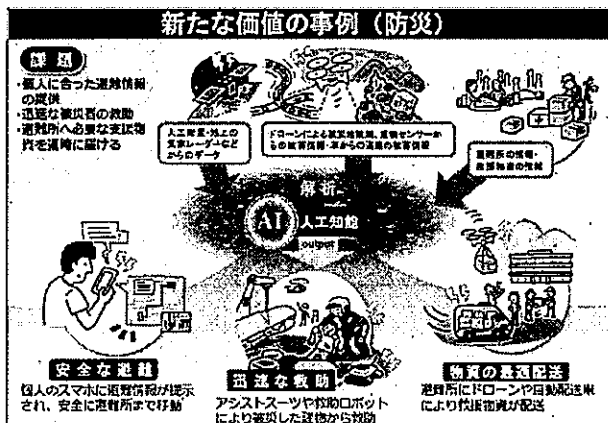
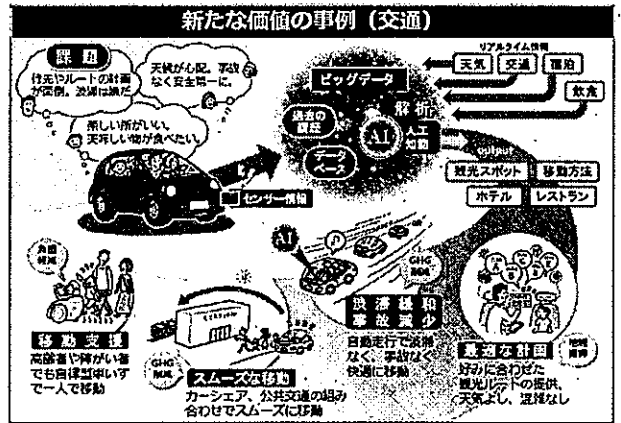
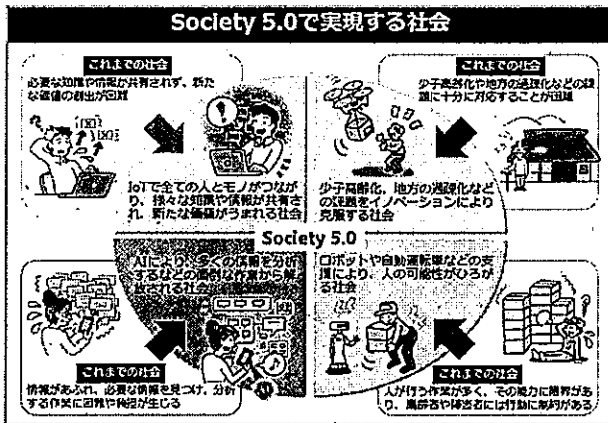
(以下、内閣府ホームページより引用)

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を言う。第5期科学技術基本計画(内閣府)において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

Society 5.0 で実現する社会は、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで課題や困難を克服する。

たとえば、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの地域課題の克服する。

社会の変革 (イノベーション) を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指すもの。



業務適正化（内部統制）の実施状況及び鳥取県業務適正化基本方針（案）について

令和2年1月21日
人事企画課
行政監察・法人指導課

本県は改正地方自治法の施行（令和2年4月）に先駆けて「業務適正化」（内部統制）を進めており、実地検査等を通じて、会計事務の誤り等の未然防止に向けた取組みを実施しているところと

ころです。
ついては、地方自治法の規定に基づき、今年度の取組状況を踏まえて、本県の「基本方針」を策定するよう準備を進めています。

1 今年度の取組み

- 財務、個人情報管理、公文書管理及び情報管理について、全所属を過去の監査指摘等の有無や不適切事案の発生可能性により、AからCにグループ化し、制度所管課が優先順位を付けて実地検査を実施し、誤った事務を速やかに是正
- 実地検査で確認した事案に加え、他県で発生した事案についても防止策を全庁に周知し、各所属の自己点検や防止策の実施を制度所管課等がデータベース上で確認する等により実効性を確保

<実地検査で確認した主な不適切事案と防止策>

対象の事務	主な事案	対応した防止策
財務	支払の遅延	上司等複数職員がDB等により進捗管理を実施
	会計年度の誤り	担当者と上司が回議時にチェックリストで確認
個人情報管理	個人情報流出防止手引に添付のチェックリスト未活用	各所属の総括補佐が文書発送前等にチェックリストを確認し、押印
公文書管理	公印を鍵の掛からない場所で保管	堅牢な容器で管理し、勤務時間外は施錠して保管
情報管理	ソフトアップデート未実施	情報政策課が未対応所属を抽出し、直接所属に督促

2 「鳥取県業務適正化基本方針」の案

- 本県の基本方針は、全職員共通の行動規範を定めた「県民への誓い」（平成22年策定）が県庁内に浸透していることから、改めて、その遵守の徹底を「業務適正化」に取り組む基本理念として策定
- 取り組む事務は、法で必須の「財務」に加え、「個人情報管理」、「公文書管理」及び「情報管理」を対象
- 取組内容には、業務のスクラップ・アンド・ビルドや処理手順の見直し、AI・RPA等の最新のICT技術の活用等による業務の効率的かつ効果的な遂行についても明記

〔令和2年度以降の年間スケジュール（予定）〕

時期	取組内容
通年	・各所属が業務の自己点検を実施
当該年度	7月～12月 ・制度所管課、行政監察・法人指導課等でチームを組んで、各所属への実地検査を実施し、全庁で結果を共有
	3月 ・各所属が年間の取組みを踏まえ自己点検を実施
翌年度	4月・5月 ・「業務適正化」の取組全般について評価（報告書を作成）
	6月～ ・監査委員が報告書の審査を実施 ・報告書を議会に提出し、公表

鳥取県業務適正化基本方針（案）

業務を適正に行う体制を確保し、効率的かつ効果的に執行することにより、県民から信頼される県政運営を行っていくため、地方自治法第150条第1項（令和2年4月施行）に規定する「業務適正化」に関する方針を定め、以下のとおり組織的に取り組みます。

1 業務適正化の目的

職員の行動規範である「県民への誓い」（平成22年策定）の遵守を基本理念とし、次に掲げる目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

- (1) 業務に関わる法令等の遵守
- (2) 業務の効率的かつ効果的な遂行
- (3) 財務報告等の信頼性の確保
- (4) 資産の保全
- (5) 情報・公文書の適正な管理

2 業務適正化で取り組む事務

地方自治法第150条第1項第1号に定める「財務に関する事務」に加え、「個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する事務」に取り組みます。

3 業務適正化の取組内容

- (1) 業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりが関係法令等の規定を理解した上で、業務を執行し、各所属で自己点検するとともに、業務適正化で取り組む事務の制度所管課が、実地検査による業務の点検を実施することで、組織として、チェック出来る体制を確保し、不適切事務の未然防止に取り組みます。
- (2) 業務を効率的かつ効果的に執行するため、業務のスクラップ・アンド・ビルドや処理手順の見直し、AI・RPA等の最新のICT技術の活用等に取り組みます。
- (3) 予算、決算等の財務報告や各政策の実施状況に関する報告等への信頼性を確保するため、適正な財務情報等の管理や報告書等の作成に取り組みます。
- (4) 県が保有する財産や現金等の資産を保全するため、現状を把握し、取得、管理、活用、処分等について、適正な手続きを行います。
- (5) 個人情報を含む情報と公文書を適正に管理するため、情報機器の使用及び管理、公文書の施行、簿冊の保存、公印の管理等を適正に行うことで、漏えい、改ざん等の防止に取り組みます。

4 業務適正化の有効性の確保

(1) 業務適正化を推進する体制

副知事を本部長とする業務適正化推進本部を設置し、全庁的に業務適正化を推進します。

(2) 業務適正化の透明性の確保

毎年度、業務適正化の整備及び運用状況を評価し、県議会への報告と県民への公表を行うことで、透明性を確保します。

(3) 監査委員との連携

監査委員との情報共有や意見交換を行い、より効果的な業務適正化の整備、運用に努めます。

県民への誓い

私たちは、県民のために全力で働きます。

県民の信頼に応えるために

- 法令を遵守し、公正、公平で誠実に仕事をします。
- 県民の大切な公金を一円もムダにしません。

県民の豊かで幸せな生活をめざして

- 県民の声を聴き、県民の視点に立って行動します。
- 情報を公開し、説明責任を果たします。
- 前例にとらわれず、業務改善と県民生活向上を進めます。

県立公文書館巡回企画展「地方写真家が記録したとっとり」の開催について

令和2年1月21日
公文書館

戦後の鳥取県にあって、地域の自然、風俗などを題材に撮影活動を行った遠澤利寛氏は、鳥取県の委嘱を受けて数多くの写真を撮影しました。

本企画展は、遠澤利寛氏の写真資料を収蔵する米子市立山陰歴史館及び遠澤利寛氏と同時代に鳥取県の風俗などを題材にした写真家・高木啓太郎氏の写真資料を収蔵する倉吉博物館と連携して、二人の地方写真家が見た鳥取県を振り返り、鳥取に対する理解を深めていただくとともに歴史資料を保存することの重要性を普及啓発する機会とします。

1 会期・会場

- ・ 県立公文書館 令和2年1月17日(金)～2月9日(日)
 - ・ 倉吉博物館 2月14日(金)～3月8日(日)(月曜日、2月25日は休館)
 - ・ 山陰歴史館 3月11日(水)～3月30日(月)(火曜日は休館)
- ※ いずれも入場料無料

2 主催等

主催：県立公文書館

共催：一般財団法人米子市文化財団（米子市立山陰歴史館）、倉吉博物館、県市町村歴史公文書等保存活用共同会議

3 展示概要

遠澤利寛氏、高木啓太郎氏が撮影した昭和30年代を中心とした鳥取県の風景、風俗等の写真を展示するとともに、愛用のカメラ、ゆかりの資料、公文書館が所蔵する公文書や刊行物を展示する。

※ 展示資料数 約110点

(参考)

えんざわとしひろ

○遠澤利寛〔大正4(1915)年～平成7(1995)年〕

境港市外江に生まれる。日中戦争に出征・復員の後、再び出征。昭和21年に米子市角盤町に写真館・リラフォトスタジオを開業し、鳥取県や鳥取県観光連盟が発行する観光パンフレットに撮影写真が掲載されるようになる。昭和30年代には大山を撮影した写真が山岳雑誌『山と溪谷』等に掲載された。平成8年、県内外の景観等を撮影した約1万点のフィルムが山陰歴史館に寄贈された。

たかきけいたろう

○高木啓太郎〔大正5(1916)年～平成9(1997)年〕

倉吉市生まれ。中井金三に触発され美術を志すが従軍し戦後シベリアに抑留された。帰国後、カメラ店を営みながら独学で写真を始め、倉吉市展、鳥取県展などの審査員を務めた。共著『鳥取の年中行事』(1976年)で、第1回鳥取県出版文化賞受賞。平成元(1989)年、約3万点の写真資料が倉吉博物館に寄贈された。これらは昭和20年代から50年代に撮影されたもので、鳥取県内の風景・風物、年中行事等が鮮やかに記録されている。

4 関連イベント

○ギャラリートーク（公文書館、倉吉博物館及び山陰歴史館の職員）

- ・ 県立公文書館 1月25日(土)
- ・ 倉吉博物館 2月16日(日)
- ・ 山陰歴史館 3月14日(土)

※ いずれも午後1時半から2時半まで（申し込み不要）

淀江産業廃棄物処理施設計画地における地下水等調査の準備状況について

令和2年1月21日
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

淀江産業廃棄物処理施設計画地における地下水等調査について、「予備調査」に係る委託業者の決定及び委員予定者の任命手続き状況について報告します。

1 「予備調査」に係る委託業者の決定について

「予備調査」は、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という）で使用する検討資料（計画地周辺の地形・地質・地下水等のデータ及び資料等）を幅広く収集する目的で業務委託するもので、12月23日に調達公告開始、1月10日に開札し、以下のとおり委託業者を決定した。

■委託業者 株式会社 建設技術研究所 鳥取事務所

住所	鳥取市晩稲 434（本社：東京都中央区日本橋浜町）
代表者	所長 近藤 仁（代表取締役社長 中村哲己）
事業内容	土木建設事業に関する企画、調査、計画、設計及び事業監理
資本金	30 億円

[参考]

- (1) 業務名 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査検討業務委託
- (2) 業務場所 米子市淀江町
- (3) 業務内容 地下水等調査業務（資料調査、現地試験、調査計画立案、考察ほか）
- (4) 契約期間 契約締結日～令和2年3月25日
- (5) 契約金額 2,431,000円

2 委員予定者の任命手続き状況について

委員予定者（5名）からは、委員就任の内諾を得ており、現在、1月中の任命に向けて委嘱手続きを行っている。

[参考]

<委員予定者>

しまだじゅん 嶋田 純 熊本大学名誉教授（水文学分野）、	すぎたふみ 杉田 文 千葉商科大学教授（水文学分野）
いとうひろこ 伊藤 浩子 一般財団法人地域地盤環境研究所主任研究員（水理地質分野）	
かつみたけし 勝見 武 京都大学大学院教授（地盤工学分野）、	こだまよしのり 小玉 芳 敬 鳥取大学教授（地形・地質分野）

<委員の専門分野>

- 水文学分野・・・地下水の広域流動特性を地下水位分析や溶存成分、表流水系分布等から調査・解析
- 水理地質分野・・・帯水層水理特性及び水頭ポテンシャル分布等から地下水流動を調査・解析
- 地盤工学分野・・・施設が周辺地下水に与える影響の工学的評価を調査・解析
- 地形・地質分野・・・周辺の地形・地質と地下水賦存状況について調査・解析

